平成２７年（フ）第４００号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目４番３号　サンハイムⅡ101号
破産者　染谷　裕行
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
愛知県蒲郡市鹿島町大迫８番地１　ヴィラスカイコートＡ301
破産者　荒明　和孝
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３２９７号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―309号
破産者　河西　正樹
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
愛媛県宇和島市和霊中町３丁目１番28号
破産者　橋本まゆみ
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１４９３号
福岡県太宰府市御笠１丁目６番27号
破産者　御笠設備・博多南部商事こと　大薮　徹
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０４号
福岡県朝倉郡筑前町松延691番地12、前住所福岡市城南区梅林１丁目26番24―301号
破産者　岡松　誠市
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４７号
福岡市西区姪の浜３丁目39番３―714号
破産者　綿部　光司
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８２号
福岡市博多区春町３丁目３番17号
破産者　高木　喜義
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２０号
福岡市城南区鳥飼７丁目34番407号
破産者　森田　真一
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋367番地１　ラフォーレ弐番館　105号
破産者　山口　達也
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋367番地１　ラフォーレ弐番館　105号
破産者　山口由美子（旧姓尾崎・西村）
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２５号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目11番52号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区弥永３丁目13番３―405号
破産者　小松　満也
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５４９号
福岡市城南区七隈６丁目10番24号
破産者　焼肉大ちゃんこと　大野　新弥
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５３号
福岡県福津市宮司５丁目25番16号、前住所福岡市中央区御所ケ谷５番36―308号
破産者　川崎　寿昭
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７１号
福岡市早良区四箇田団地４番1105号、前住所福岡市早良区四箇田団地３番３号
破産者　前浜　幸春
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４号
青森市八重田３丁目19番28号　レオパレスヤマタケＡ105号室、住民票上の住所神奈川県小田原市酒匂４丁目13番34―1103号
破産者　伊藤　直也
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
秋田県潟上市天王字一向227番地68
破産者　佐藤　　陸
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼４番地６
破産者　船岡由美子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３４６号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―703号
破産者　山口　弘幸
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部